

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 昭和51年6月29日告示第4号 改正 平成18年9月28日告示第57号 平成22年6月25日告示第37号 令和3年9月30日告示第26号 軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 1 総則 (趣旨) 第1 この要綱は、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例（昭和33年軽井沢町条例第9号）の目的を達成するために、これらの施策に関する町長、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 保健休養地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域を基準とし、町長が別に定める地域をいう。 (2) 季節営業者 事業者のうち主として夏期に営業を行う者をいう。 (町長の責務) 第3 町長は、この要綱の趣旨の周知徹底を図るため、事業者、町民、滞在者等及び関係機関の協力を得て、基本的な施策を講じ、総合的な行政の運営を図るものとする。 第4 町長は、これらの施策及び実施に当たっては、風俗審議会等の関係機関の意見を求めるものとする。	○軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 昭和51年6月29日告示第4号 改正 平成18年9月28日告示第57号 平成22年6月25日告示第37号 令和3年9月30日告示第26号 軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱 1 総則 (趣旨) 第1 この要綱は、軽井沢町の善良なる風俗維持に関する条例（昭和33年軽井沢町条例第9号）の目的を達成するために、これらの施策に関する町長、事業者及び住民のそれぞれの責務を明らかにし、その推進を図ることにより、町民憲章に示すかおり高い伝統である良き風俗を守り育て、清らかな環境の保健休養地を確保するために必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 保健休養地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく第一種低層住居専用地域を基準とし、町長が別に定める地域をいう。 (2) 季節営業者 事業者のうち主として夏期に営業を行う者をいう。 (町長の責務) 第3 町長は、この要綱の趣旨の周知徹底を図るため、事業者、町民、滞在者等及び関係機関の協力を得て、基本的な施策を講じ、総合的な行政の運営を図るものとする。 第4 町長は、これらの施策及び実施に当たっては、風俗審議会等の関係機関の意見を求めるものとする。

改正後	改正前
(事業者の責務) 第5 事業者は、その事業活動によって善良な風俗をそこない、清潔な環境を侵害しないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。 第6 事業者は、町の歴史的背景とそのおかれている立場を十分に理解し、この要綱に反しないよう常に配慮するとともに、良き風俗、清らかな環境を阻害しないよう最大の努力をしなければならないものとする。 第7 事業者は、町長その他行政機関が実施するこれらに関する施策に協力しなければならないものとする。	(事業者の責務) 第5 事業者は、その事業活動によって善良な風俗をそこない、清潔な環境を侵害しないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。 第6 事業者は、町の歴史的背景とそのおかれている立場を十分に理解し、この要綱に反しないよう常に配慮するとともに、良き風俗、清らかな環境を阻害しないよう最大の努力をしなければならないものとする。 第7 事業者は、町長その他行政機関が実施するこれらに関する施策に協力しなければならないものとする。
(住民の責務) 第8 住民は、先人が築きあげたこのかおり高い良き伝統を、後世に守り伝えることの意義を深め、地域の清らかな環境の確保に努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力しなければならないものとする。 第9 町内の別荘、宿泊施設その他の施設に滞在し、又は利用する者は、保健休養をしている者等の迷惑をおよぼす行為を慎しみ、清潔な生活環境を守るよう努めなければならないものとする。	(住民の責務) 第8 住民は、先人が築きあげたこのかおり高い良き伝統を、後世に守り伝えることの意義を深め、地域の清らかな環境の確保に努めるとともに、町長その他行政機関が実施する施策に協力しなければならないものとする。 第9 町内の別荘、宿泊施設その他の施設に滞在し、又は利用する者は、保健休養をしている者等の迷惑をおよぼす行為を慎しみ、清潔な生活環境を守るよう努めなければならないものとする。
2 静穏の保持 (拡声放送の届出) 第10 騒音の防止を図るため、営業宣伝のための拡声放送を行うとする者は、放送開始の7日前までに、拡声放送の届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならないものとする。 (規制基準の遵守)	2 静穏の保持 (拡声放送の届出) 第10 騒音の防止を図るため、営業宣伝のための拡声放送を行うとする者は、放送開始の7日前までに、拡声放送の届出書(様式第1号)により町長に届け出なければならないものとする。 (規制基準の遵守)
第11 拡声放送をする者は、拡声放送の規制基準(別記第1)を遵守しなければならないものとする。 (深夜営業等の静穏の保持)	第11 拡声放送をする者は、拡声放送の規制基準(別記第1)を遵守しなければならないものとする。 (深夜営業等の静穏の保持)
第12 深夜における静穏の保持のため、営業を営み又は作業を行う者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時まで)において当該営業を営み、又は作業を行うことによって付近の静穏をそこなう行為をし、若しくは風紀を乱す行為をしてはならないものとする。	第12 深夜における静穏の保持のため、営業を営み又は作業を行う者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時まで)において当該営業を営み、又は作業を行うことによって付近の静穏をそこなう行為をし、若しくは風紀を乱す行為をしてはならないものとする。

改正後	改正前
(家屋、敷地の所有者の協力義務) 第16 家屋、敷地の所有者は、不健全な営業、公序良俗をそこなう営業等により清潔な環境を害するおそれのある者にその家屋、敷地等を貸付ないように協力しなければならないものとする。 <u>4</u> 公序良俗の保持 (服装等の制限) 第17 何人も町内において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。 (1) 極端に露出した服装や、室内着で外出しないこと。 (2) 著しく悪臭を発散させ、又は騒音を発し、あるいは高吟して近隣の者に不快の念をおこさせ、若しくは迷惑をかけること。 (3) 公園地、公共広場等に集団で占拠して、他の利用者に迷惑をかけること。 (4) その他公序良俗に反し、風紀を乱さないこと。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則 (平成18年9月28日告示第57号) この要綱は、公布の日から施行する。 附 則 (平成22年6月25日告示第37号) この要綱は、平成22年6月25日から施行する。 附 則 (令和3年9月30日告示第26号) (施行期日) 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 別記第1 (第10関係)	(家屋、敷地の所有者の協力義務) 第19 家屋、敷地の所有者は、不健全な営業、公序良俗をそこなう営業等により清潔な環境を害するおそれのある者にその家屋、敷地等を貸付ないように協力しなければならないものとする。 <u>5</u> 公序良俗の保持 (服装等の制限) 第20 何人も町内において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。 (1) 極端に露出した服装や、室内着で外出しないこと。 (2) 著しく悪臭を発散させ、又は騒音を発し、あるいは高吟して近隣の者に不快の念をおこさせ、若しくは迷惑をかけること。 (3) 公園地、公共広場等に集団で占拠して、他の利用者に迷惑をかけること。 (4) その他公序良俗に反し、風紀を乱さないこと。 附 則 この要綱は、公布の日から施行する。 附 則 (平成18年9月28日告示第57号) この要綱は、公布の日から施行する。 附 則 (平成22年6月25日告示第37号) この要綱は、平成22年6月25日から施行する。 附 則 (令和3年9月30日告示第26号) (施行期日) 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 別記第1 (第10関係)

改正後	改正前
拡声放送の規制基準 1 拡声機設置の高さ 地上 6 メートル以下 2 放送時間 午前 8 時～午後 6 時 3 音量 70ホーン以内とする。 4 禁止区域 学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域	拡声放送の規制基準 1 拡声機設置の高さ 地上 6 メートル以下 2 放送時間 午前 8 時～午後 6 時 3 音量 70ホーン以内とする。 4 禁止区域 学校、病院等の公共施設から半径200メートル以内 保健休養地域
	別記第 2（第17関係） <u>貸自転車の遵守事項</u> <u>1 自転車専用道路及び関係機関が推奨するコースを走行すること。</u> <u>2 常に交通安全を認識し、交通法規を守ること。</u> <u>3 自転車は身体に合ったもので、これに適した服装とすること。</u> <u>4 急坂路や混雑する場所は下車し、下り坂、砂利道は減速する等走行には十分注意すること。</u> <u>5 初心者は、貸出者の指導を受けてから道路に乗り出すこと。</u>
様式第 1 号（第10関係）	様式第 1 号（第10関係）

改正後				改正前					
拡声放送の届出書				拡声放送の届出書					
年 月 日				年 月 日					
軽井沢町長 様				軽井沢町長 様					
申請者住所 氏名				申請者住所 氏名					
軽井沢町の善良な風俗を維持するための要綱第10の規定により、拡声放送について次のとおり届け出ます。				軽井沢町の善良な風俗を維持するための要綱第10の規定により、拡声放送について次のとおり届け出ます。					
目 的 (名 称)				目 的 (名 称)					
行 為 地				行 為 地					
拡声放送の方法				拡声放送の方法					
都市計画法による区域				都市計画法による区域					
騒音発生施設の状況	名 称			騒音発生施設の状況	名 称				
	種 類 及 び 型 式				騒音発生施設の状況	種 類 及 び 型 式			
	規 模 (能 力)					騒音発生施設の状況	規 模 (能 力)		
	数 量						騒音発生施設の状況	数 量	
施設設置の位置	設 置 年 月 日	年 月 日		施設設置の位置				設 置 年 月 日	年 月 日
	使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			施設設置の位置			使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用の方法	1 日の使用時間	午前 時から 午後 時まで		使用の方法		1 日の使用時間		午前 時から 午後 時まで	
	使 用 回 数	回/時 日/回			使用の方法	使 用 回 数	回/時 日/回		
	敷地境界線の騒音(最高値)	ホーン				使用の方法	敷地境界線の騒音(最高値)	ホーン	
騒音の防止方法				騒音の防止方法					
添 付 書 類		1 敷地境界線の騒音測定図 2 拡声放送の範囲図		添 付 書 類			1 敷地境界線の騒音測定図 2 拡声放送の範囲図		
摘 要				摘 要					
(備考) 1 この届出書の有効期間は1年を超えないものとし翌年3月31日までとする。 2 騒音防止の方法欄は、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記載する。				(備考) 1 この届出書の有効期間は1年を超えないものとし翌年3月31日までとする。 2 騒音防止の方法欄は、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記載する。					

改正後	改正前																																																				
	様式第2号—1（第15関係）																																																				
	貸自転車事業（支店・出張店）届出書																																																				
	受付番号 号																																																				
	受付年月日 年 月 日																																																				
	軽井沢町長 様																																																				
	事業所 住所																																																				
	氏名																																																				
	軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱第15の規定により届け出ます。																																																				
	<table border="1"> <tr> <td>事業所名</td> <td colspan="2"></td> <td>電話</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>本店事業所名</td> <td colspan="2"></td> <td>電話</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>本店事業所の所在地</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業内容</td> <td>自転車保有台数</td> <td>普通車</td> <td>台</td> <td>ダンプ車</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>事業開始年月日</td> <td colspan="2"></td> <td>従業員数</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>店舗構造</td> <td>店舗面積</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>練習場所</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="6">摘要</td> </tr> </table>	事業所名			電話			事業所の所在地						本店事業所名			電話			本店事業所の所在地						事業内容	自転車保有台数	普通車	台	ダンプ車	台	事業開始年月日			従業員数	名	店舗構造	店舗面積	m ²	敷地面積	m ²	便所	有	無	練習場所	有	無	摘要					
事業所名			電話																																																		
事業所の所在地																																																					
本店事業所名			電話																																																		
本店事業所の所在地																																																					
事業内容	自転車保有台数	普通車	台	ダンプ車	台																																																
	事業開始年月日			従業員数	名																																																
	店舗構造	店舗面積	m ²	敷地面積	m ²																																																
便所	有	無	練習場所	有	無																																																
摘要																																																					
	（備考）1 この届出書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間有効とする。																																																				
	2 この届出書は、支店・出張所をもっている事業所が、本店とは別に届出をするためのものである。																																																				
	3 提出書類																																																				
	（ア）店舗・敷地内の配置図																																																				
	（イ）店舗附近の見取図																																																				